

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 25 条第 3 項第 5 号の規定による。

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
(期末手当)			(期末手当)		
第24条 ……略……			第24条 ……略……		
2 期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表第4に掲げる在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。			2 期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表第4に掲げる在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。		
職員の区分	割合		職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合		6月に支給する場合	12月に支給する場合
前項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外のもの	<u>100分の125</u>	<u>100分の125</u>	前項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外のもの	<u>100分の130</u>	<u>100分の130</u>
行(1)4級職員	<u>100分の105</u>	<u>100分の105</u>	行(1)4級職員	<u>100分の110</u>	<u>100分の110</u>
行(1)5級職員	<u>100分の95</u>	<u>100分の95</u>	行(1)5級職員	<u>100分の100</u>	<u>100分の100</u>
3 ……略……			3 ……略……		
4 再任用職員に対する前2項の規定の適用については、第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の95</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、前項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額及びこれに対する地域手当の月額」とする。			4 再任用職員に対する前2項の規定の適用については、第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」と、「 <u>100分の100</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」と、前項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額及びこれに対する地域手当の月額」とする。		
5～7 ……略……			5～7 ……略……		

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市一般職の職員の給与に関する条例第24条の規定の令和2年12月1日における適用については、同条第2項表中「100分の125」とあるのは「100分の120」と、「100分の105」とあるのは「100分の100」と、「100分の95」とあるのは「100分の90」と、同条第4項中「100分の70」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の57.5」とする。